

R06 島根県中小企業制度融資等一覧表①

1 中小企業制度融資

資金名			資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
					責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
一 般	一般・小規模	一般資金	設備 運転 借換	設備80,000 運転50,000 借換80,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.85～ 2.95	1.70～ 3.00	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者
		一般資金(経営者保証非提供枠)	設備 運転 借換	80,000	1.45	1.30	10(1.0)	0.50～ 1.80	0.50～ 2.00	1.95～ 3.25	1.80～ 3.30	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を適用する場合に限る)
		小規模企業特別資金	設備 運転	20,000	/		10(1.0)	/		/		保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者
		小規模企業育成資金	設備 運転	20,000			10(1.0)					小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)
特 別	創業・新事業・承継	創業者支援資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.25	1.10	設備12(2.0) 運転10(2.0)	0.20～ 1.30	0.20～ 1.50 0.20～ 0.71	1.45～ 2.55	1.30～ 2.60 1.30～	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満) ※()は創業関連保証を適用する場合
		新事業展開強化資金	設備 運転	設備80,000 運転50,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)
	改善・借換	経営改善長期借換資金	運転	280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.95～ 3.05	1.80～ 3.10	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
		収益力改善伴走支援型特別資金	設備 運転	100,000	1.40	1.25	10(5.0)	(1) 0.20 (2) 0.20～ 1.15	(1) 0.20 (2) 0.20～ 1.15	(1) 1.60 (2) 1.60～ 2.55	(1) 1.45 (2) 1.45～ 2.40	セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者、売上や利益率が5%以上減少した者(一般枠)、又は令和6年能登半島地震による災害により被災した者のうち、経営行動計画を策定し、金融機関による伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者
	再生	経営改善サポート資金	設備 運転	280,000	1.65	1.50	15(5.0)	0.20	0.20	1.85	1.70	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者
		再生支援資金	運転	50,000	2.25	2.10	10(1.5)	0.20～ 1.30	0.20～ 1.50	2.45～ 3.55	2.30～ 3.60	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者
緊 急	経済変動・災害	セーフティネット資金	運転	80,000	1.35	1.20	8(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
		災害復旧資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.35	1.20	12(2.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
		経済変動等資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める
		災害対策特別資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める

- (注)
- 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
 - 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金の取扱期間は令和6年6月30日保証申込分まで。ただし、令和6年7月1日以降も、各資金に対応する国の保証制度が継続する場合は、保証の取扱期間内の保証申込分までとする。また、収益力改善伴走支援型特別資金の融資対象者のうち、令和6年能登半島地震による災害に被災した者については、令和6年能登半島地震に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。
 - 一般資金(経営者保証非提供枠)の取扱期間は令和7年3月31日保証申込分までとし、経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和7年3月31日保証承諾分までとする。
 - 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.2%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
 - 収益力改善伴走支援型特別資金の借入時の保証料率は国補助後、セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者並びに令和6年能登半島地震による災害により被災した者は一律年0.2%、一般枠に該当する者は年0.2%～1.15%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者並びに令和6年能登半島地震による災害により被災した者は一律年0.85%、一般枠に該当する者は年0.45%～2.2%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
 - 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
 - 一般資金(経営者保証非提供枠)の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.50～1.80%、責任共有外年0.50～2.00%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.65～1.95%、責任共有外年0.65～2.15%となる。